

八重山署発表
令和8年10月8日

報道関係者 各位

【照会先】

監督・安衛課長 神谷 武知

電 話 0980(82)2344

労働災害の約4人に1人が転倒災害 転倒災害防止対策の徹底を！

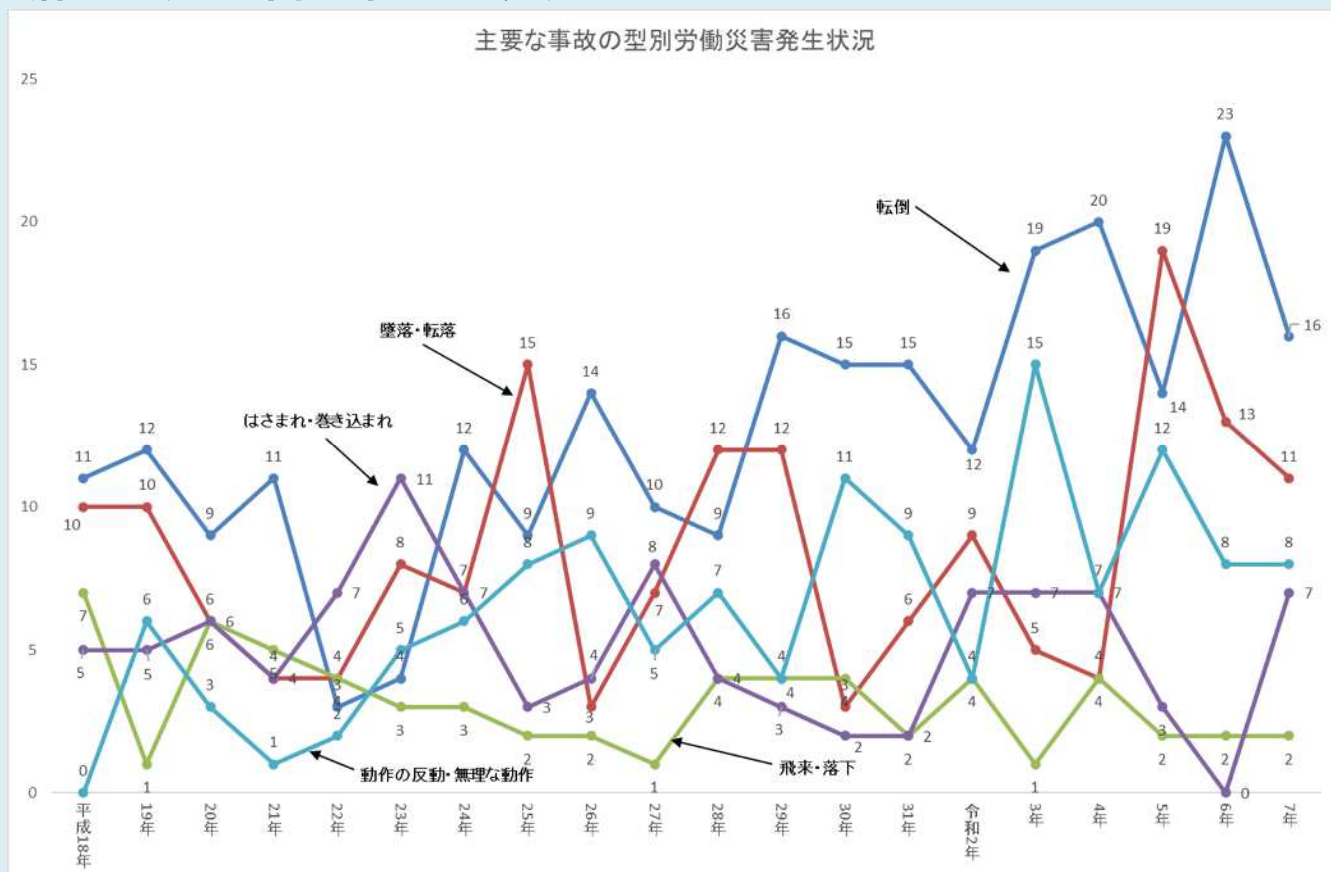
八重山労働基準監督署管内では、転倒による労働災害が多発しています。

平成18年から令和7年までの20年間で発生した労働災害による休業4日以上の被災者は累計1,120人。このうち転倒災害による者が254人と最多で全体の22.7%を占めています。近年も転倒災害は高止まりしており、令和6年には23人と過去20年間で最多となりました。転倒災害は業種を問わず発生し、骨折や長期休業など重大災害につながるおそれがある。職場環境の改善と予防対策の徹底をお願いします。

転倒災害発生状況のポイント

(1) 累計被災者数

平成18年から令和7年までの20年間に八重山署管内で発生した休業4日以上の労働災害による死傷者数は累計で1,120人。事故の型別に見ると、多い順に転倒災害254人、墜落・転落168人、動作の反動・無理な動作130人、はさまれ・巻き込まれ102人、飛来・落下63人となり、転倒災害が最も多く、令和6年には過去最多の23人となった。



(2) 令和8年8月末現在（速報値）の状況

令和8年8月末現在における労働災害発生件数は33件。このうち転倒が8件と最も多くなっている。年間ベースに換算すると12件／年となり令和6年に比べて減少することが見込まれるが、事故の型別でみると依然として最も多い。

※ 令和8年8月末現在事故の型別労働災害発生状況（速報値）

	転倒	切れ・こすれ	交通事故	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	その他
人数	8人	6人	4人	2人	1人	12人

(3) 転倒災害による平均休業日数（令和5年 全国）

転倒災害による平均休業日数（令和5年 全国）は **48.5日** です。転倒災害は骨折を伴うことが多く、転倒災害が発生することにより2カ月弱もの期間、貴重な労働力を失うことになります。人手不足である今、労働災害の発生により休業が発生すると企業にとっても大きな痛手となります。

転倒災害は、製造業や建設業に限らず、あらゆる業種で起こり得るものです。当署管内では観光産業の発展に伴い、宿泊業、飲食業、小売業が盛んですが、これらの業種で転倒災害が多く発生しています。また、病院、介護施設などの医療機関、社会福祉施設でも頻繁に発生しており、注意が必要です。自らは関係ないという意識を改め、全ての事業場で転倒災害防止のための取組をお願いします。

(4) 転倒災害の原因と予防対策

転倒災害は、作業場や通路の床面にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒することや放置された物につまづいて転倒する、通路等の凹凸につまづいて転倒することで発生します。これらは事前に対策を取ることで防げることがあります。作業場や通路に転倒のおそれがある危険な箇所はないかチェックし、対策を取りましょう。

(参考) 転倒災害の原因と対策例

原因	対策例
作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒	清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底
作業場や通路に放置された物につまづいて転倒	バックヤードも含めた整理・整頓の徹底
通路等の凹凸につまづいて転倒	敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等を確認し、解消

■ 転倒災害の多くは「滑り」と「つまずき」が原因です。職場環境の改善と日常点検の徹底により予防できます。

■ 詳しくは厚生労働省作成リーフレット「労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう」をご参照ください（右のQRコードを読み取ることで参照できます。）。

